

〔論 説〕

2019年EU会社法統合指令の改正 (1)

松 田 和 久

- 1 序
- 2 会社法における電子的手段および方法の利用に関する指令
 - (1) 改正の背景
 - (2) 改正の概要
- 3 越境転換・越境合併・越境会社分割に関する指令
 - (1) 改正の背景 (以上, 本号)
 - (2) 改正の概要

1 序

2017年6月14日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法のある側面に関する指令」(以下、「統合指令」)⁽¹⁾は、EU加盟国における有限責任会社について、設立および資本維持・変更、公示および会社の無効、他の加盟国において設立された会社の支店に関する公示、合併、越境合併、会社分割について規制しているが(統合指令1条)、2019年には統合指令を改正する2つの指令が採択されている。すなわち、2019年6月20日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法における電子的手段および方法の利用に関する指令」⁽²⁾においては、従来の設立方法に加えオンラインによる設立および公示を認め、2019年11月27日に欧州議会および欧州理事会が採択した「越境転換・越境合併・越境会社分割に関する指令」⁽³⁾においては、従来の越境合併に加え越境転換および越境会社分割を認めている。本稿においては、統合指令を改正する2つの指令について概説する。

-
- (1) Directive (EU) 2017/1132 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 relating to certain aspects of the company law (codification) (OJ L 169, 30.6.2017, p. 46). 統合指令に関する論稿として、高橋英治『ヨーロッパ会社法概説』72頁以下(2020年, 中央経済社)、拙稿「EU会社法統合指令における公示規制」東洋法学62巻3号219頁以下(東洋大学法学会, 2019年)、同「EU会社法統合指令における資本規制」千葉商大論叢57巻2号53頁以下(千葉商科大学国府台学会, 2019年)、同「EU会社法統合指令における合併規制」千葉商大論叢58巻1号19頁以下(千葉商科大学国府台学会, 2020年)。
 - (2) Directive (EU) 2019/1151 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 amending Directive (EU) 2017/1132 as regards the use of digital tools and processes in company law (OJ L 186, 11.7.2019, p. 80).
 - (3) Directive (EU) 2019/2121 of the European Parliament and of the Council of 27 November 2019 amending Directive (EU) 2017/1132 as regards cross-border conversions, mergers and divisions (OJ L 321, 12.12.2019, p. 1).

2 会社法における電子的手段および方法の利用に関する指令

(1) 改正の背景

EU 経済には、単一市場で容易に事業を展開できる、健全で繁栄している会社が必要であり、そのような会社は、EU の経済成長を促進し、雇用を創出し、投資を呼び込む上で重要な役割を担い、また社会全体に対して、より大きな経済的・社会的価値を提供することにも役立っている。この目的を達成するために、会社は、従業員、債権者、少数株主の保護や、不正や乱用と戦うために必要なすべての保護措置を当局に提供するなどの他の正当な公共の利益を追求しながら、成長を助長し、グローバル化・デジタル化の世界における新しい経済・社会の挑戦に適応する法律・行政環境の中で活動する必要がある。

EU には約 2,400 万の会社があるが、その約 80% が有限責任会社であり、さらに有限責任会社の 98~99% が中小企業である。そのような会社における事業活動および公的機関とのやり取りにおいて、電子的手段の利用はますます必要となっているが、必ずしもオンライン手段が可能というわけではない。EU においては、会社法分野での公的機関とのやり取りの際に利用できるオンライン手段について、ある加盟国では非常に先進的で容易に利用できるオンライン手段を提供しているのに対し、ある加盟国では法人としての会社の登記という重要な場面でオンライン手段を全く提供していないなど、加盟国間で著しい差異がある。そこで EU では、2015 年のデジタル単一市場戦略に関する通達⁽⁴⁾、2016 年の電子政府行動計画に関する通達⁽⁵⁾および 2018 年のシングル・デジタル・ゲートウェイの開設に関する規則⁽⁶⁾において、電子的手段および方法の重要性と、国境を越える事業における行政の役割を強調していた。

統合指令では、加盟国に対し、中央登記簿・商業登記簿・会社登記簿に登録された有限責任会社に関する情報をオンラインで利用可能にする義務を課しているが（統合指令 16 条）、オンラインによる会社の登記については統合指令において規制がなされておらず、その結果、会社の登記については加盟国によって取扱いを異にしている（例えばアイルランドでは、紙ベースによる登記が 10~15 日かかるのに対して、オンライン登記は 5 日がかつ費用も紙ベースの登記の半額で済む⁽⁷⁾）。また統合指令では、会社の登記情報の全部または一部を官報で公示することによりその効力を生じると定めており（統合指令 16 条 5 項 1 文）、EU（厳密には EC）会社法の初期の規制において、官報での公開が企業情報

(4) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A Digital Single Market Strategy for Europe (COM (2015) 192 final).

(5) Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, EU eGovernment Action Plan 2016 - 2020 Accelerating the digital transformation of government (COM (2016) 179 final).

(6) Regulation (EU) 2018/1724 of the European Parliament and of the Council of 2 October 2018 establishing a single digital gateway to provide access to information, to procedures and to assistance and problem-solving services and amending Regulation (EU) No 1024/2012 (OJ L 295, 21.11.2018, p. 1).

(7) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2017/1132 as regards the use of digital tools and processes in company law (COM (2018) 239 final) p. 4 fn. 12.

の確実性と透明性を確保する唯一の方法とされていたことに依拠する。しかしながら登記と官報という複数の情報提供を要求することは、会社関係者に時間と費用の負担を強いることになり、事業機会の逸失につながる可能性もある。

今回の改正の全体的な目的は、会社および支店の登記や情報提出に関して当局と接触する際、会社のライフサイクルの全期間において、EU単一市場の円滑な機能を確保することであり、これは一加盟国の領域に限定されるものではなく、EUの全領域を対象としている。他の加盟国で会社や支店を登記する際、登記、届出、会社データへのアクセスは、申請者に大きな追加規制負担を強いてはならず、国境を越えた会社や支店の登記は、オンライン手段により、より費用対効果の高い方法で行うことができる。すべての加盟国で平等な条件を確保し、単一市場の国境を越えた性質と、国境を越えた文脈で現状に対処する必要性を考慮すると、EUの行動は、会社および支店の登記、変更の届出、企業データへのアクセスを行う際の費用を削減する上で最も効果的である。加盟国が個別に行動する場合、この点に関して自国の規則を適用し続けることになるが、そうした規則が国境を越えた状況に互換性をもって対処できる見込みはほとんどない。したがって、EUレベルで何らかの措置を講じなければ、調和のとれていない各国の解決策しか利用できず、中小企業は設立の自由の効果的な行使をより困難にする障壁に直面し続け、その結果生じるコストは、特に企業に影響を及ぼすと思われる。

2017年に「EU会社法のアップグレード：デジタルソリューションと効率的な域外業務遂行のためのルール」と題され、会社法の問題点に関する利害関係者の意見を収集し、EUレベルで当該問題点に対処するための解決策を聴取することを目的としてなされた公開諮問では、公的機関・企業団体・民間企業・研究機関などから200を超える回答がなされ、企業と加盟国当局との間のデジタルなやり取りを促進することに賛同の意見を示すものが多数であった。また欧州委員会を支援する会社法専門家グループ（the Company Law Expert Group）および非公式会社法専門家グループ（the Informal Company Law Expert Group）においても、会社法のデジタル化について詳細な議論がなされ、非公式会社法専門家グループは当該問題についての勧告を行っている⁽⁸⁾。そして欧州委員会が提示したデジタル化および国境を越えた会社運営についての影響評価報告書については、規制精査委員会（the Regulatory Scrutiny Board）によって審査され、①会社設立の際のオンライン登記および登記所に対する書類提出については、すべての加盟国においてオンライン登記およびオンライン書類提出に関する規定を定めること、②企業情報の提出の重複については、登記所に対する提出により、支店が存在する他の加盟国の登記所に送信するとともに、官報にも電子的に送信するなど、「1回限りの原則」を実施すること、③登記所が扱う企業情報へのオンラインアクセスについては、無料で提供される企業情報の範囲を拡大すること、が提示された。そして欧州委員会により、2018年4月25日に「会社法における電子的手段および方法の利用に関する指令案」⁽⁹⁾が提案され、同指令案は2019年6月20日に欧州議会および欧州理事会により採択された。

(8) https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/icleg-report-on-digitalisation-24-march-2016_en.pdf

(9) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2017/1132 as regards the use of digital tools and processes in company law (COM (2018) 239 final).

(2) 改正の概要

(i) 総説

統合指令の規制対象について定めている統合指令1条において、その2つ目に「会社のオンライン設立、支店のオンライン登記、会社および支店による書類および情報のオンライン提出に関する規制」の文言が追加され、また統合指令第1編第3章の章名が、従来の「中央登記簿・商業登記簿・会社登記簿の公示および相互接続」から「オンライン手続（設立、登記、提出）、公示、登記簿」に改められている。そして統合指令第1編第3章の適用対象について定めている統合指令13条の後に、以下に述べる統合指令13a条から13f条が追加されている。なお統合指令で定める規制は、加盟国の法制度および法伝統に従い、会社のオンライン設立、支店のオンライン登記、書類および情報のオンライン提出のいずれかを扱うことを、国内法に基づいて委任された当局または個人もしくは団体を指定する国内法に抵触することはなく（統合指令13c条1項）、また統合指令13g条によるオンライン設立、統合指令28a条による支店のオンライン登記、統合指令13j条・28b条による書類および情報のオンライン提出が可能である場合、統合指令で定める規制は国内法に定める手続きおよび要件（定款作成の法的手続きに関するものを含む）、提出される書類または情報の申請性、正確性、信頼性、信用性および適切な法的形式に関する国内法に基づく要件に抵触することはない（統合指令13c条2項3項）。

統合指令13a条においては、統合指令第1編第3章で用いられる用語の定義がなされている。①「電子識別手段（electronic identification means）」とは、域内市場における電子取引のための電子識別および信託サービスに関する規則⁽¹⁰⁾（以下、「電子識別規則」）3条2号に定義される識別手段をいい、②「電子識別スキーム（electronic identification scheme）」とは、電子識別規則3条4号に定義される識別スキームをいい、③「電子的手段（electronic means）」とは、デジタル圧縮を含むデータの処理及び保存のために使用され、情報が最初に送信され、その宛先で受信される電子機器をいい、④「設立（formation）」とは、国内法に従って会社を設立する全過程（会社定款の作成および登記簿への記載に必要な全手順を含む）をいい、⑤「支店の登記（registration of a branch）」とは、加盟国に新たに設置される支店に関する書類及び情報の開示につながる手続きをいい、⑥「テンプレート（template）」とは、加盟国が国内法に従って作成し、統合指令13g条によるオンラインによる会社設立に使用される会社設立書類の雛型をいう。

加盟国は、統合指令第1編第3章で定めるオンライン手続きにおいて、(a) 自国の加盟国によって承認された電子識別スキームに基づいて発行された電子識別手段、または (b) 他の加盟国で発行され、電子識別規則6条に従って国境を越えた認証の目的で承認される電子識別手段を、EU市民である申請者が使用できることを確保しなければならない（統合指令13b条1項）。また加盟国は、電子認証規則6条1項に定める条件を満たさない電子識別手段の認証を拒絶することができ（統合指令13b条2項）、また加盟国が認めるすべての識別手段は、一般に公開されなければならない（統合指令13b条3項）。そして加

(10) Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC (OJ L 257, 28.8.2014, p. 73).

盟国は、電子識別手段の不正使用または改ざんを防止するという公共の利益のために正当化される場合、申請者の身元を確認する目的で、統合指令第1編第3章で定めるオンライン手続き（会社の定款作成を含む）のいずれかを扱うことを国内法に基づいて委任された当局もしくは団体に対して、申請者の物理的な同席を必要とする措置を講ずることができ、電子識別手段の偽造を疑う場合に限り、申請者の出頭を場合によって要求し、その他の手続きをオンラインで完了できるようにしなければならない（統合指令13b条4項）。

加盟国は、統合指令第1編第3章で定める手続きに適用される手数料に関する規則が、透明でありかつ非差別的に適用されることを確保するものとし（統合指令13d条1項）、会社または支店のオンライン登記またはオンライン出願のために、統合指令16条に定める登記所が請求する手数料は、当該サービスを提供するための管理費用を越えてはならず（統合指令13d条2項）、統合指令第1編第3章で定める手続きの完了に支払いが必要である場合、加盟国は当該支払いが国境を越えた支払いサービスにおいて広く利用可能な支払いサービスによって行われることを確保しなければならない（統合指令13e条）。また加盟国は、会社設立および支店の登記を支援するため、少なくとも以下の（a）から（d）の情報について、シングルデジタルゲートウェイによってアクセス可能な登記ポータルサイトまたはウェブサイトにおいて、無料で、少なくとも国境を越えた多数の利用者に広く理解される言語で提供される、簡潔で利用しやすい情報を確保しなければならない（統合指令13e条）。（a）統合指令13g条・13j条に定めるオンライン手続きを含む会社設立に関する規制、テンプレートの使用およびその他の設立書類、本人確認、言語の使用、適用される手数料に関する要件、（b）統合指令28a条・28b条に定めるオンライン手続きを含む支店の登記に関する規制、登記書類、本人確認、言語の使用に関する要件、（c）会社の執行機関、経営機関、監督機関の構成員になる際に適用される規制の概要（取締役の資格喪失に関する規制を含む）、（d）第三者との取引において会社を代表する権限を含む、会社の執行機関、経営機関、監督機関の権限と責任の概要。

（ii）オンライン設立・オンライン申請および公示

加盟国は、統合指令13b条4項および13g条8項に定める規制により、会社設立書類の作成を含め、オンラインによる会社設立のいずれかを扱うことを国内法に基づいて義務付けられている当局または個人もしくは団体に対して、申請者が直接出頭することなく、オンラインによる会社設立を完全に実施できるようにしなければならないが、統合指令附則第2Aに定める会社（ドイツにおける Gesellschaft mit beschränkter Haftung、フランスにおける société à responsabilité limitée, entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée, société par actions simplifiée, société par actions simplifiée unipersonnelle など）以外の種類の会社について、オンライン設立手続きを提供しないことを決定することができる（統合指令13g条1項）。また加盟国は、統合指令13h条に定めるテンプレートの使用に関する規制および会社設立に必要な書類および情報に関する規制を含む、会社のオンライン設立に関する詳細な規制を定めなければならない、当該規制の一環として、統合指令16a条4項に定める書類および情報のコピーを含む、電子形式による書類または情報の提出により、当該オンライン設立が実施されることを保証しなければならない（統合指令13g条2項）。

統合指令13g条2項に定める規制については、少なくとも（a）申請者が必要な法的能

力を有し、会社を代表する権限を有することを確認するための手続き、(b) 統合指令 13b 条に定める申請者の身元を確認する手段、(c) 電子認証規則に定める信託サービスを利用するための申請者の要件、(d) 国内法で規定されている場合における会社の目的の合法性を確認する手続き、(e) 国内法で規定されている場合における会社名の合法性を確認する手続き、(f) 取締役の選任を確認する手続き、について定めなければならない(統合指令 13g 条 3 項)、また (a)' テンプレートが正しく使用されているか否かの検証を含め、会社定款の合法性を確保するための手続き、(b)' 加盟国の管轄当局による取締役の資格剥奪の結果、(c)' 公証人または会社のオンライン設立のいずれかを扱うことを国内法で義務付けられているその他の個人または団体の役割、(d)' 会社の株式資本が現物出資によってなされる場合のオンライン設立の除外、について特に定めることができる(統合指令 13g 条 4 項)。

加盟国は、特定の活動を国内法で適切に監督するために不可欠である場合を除き、オンラインによる会社設立を会社登記前に免許または認可を取得することを条件としてはならず(統合指令 13g 条 5 項)、また会社設立手続きの一環として株式資本の支払いが必要とされる場合、当該支払いが統合指令 13e 条に従い、加盟国内で営業する銀行の口座にオンラインで行えることを確保しなければならない、さらに当該支払いの証明もオンラインで行えるようにしなければならない(統合指令 13g 条 6 項)。そして加盟国は、統合指令 13h 条に定めるテンプレートを使用する自然人のみが会社を設立する場合は 5 営業日以内に、それ以外の場合は (a) オンライン設立に必要なすべての手続き(国内法に準拠したすべての書類および情報の受領を含む)が、当局または国内法に基づいて会社設立のいずれかを扱うことを委任された個人または団体によって完了した日、もしくは (b) 登録料の支払い日、株式資本に対する現金による支払日、または国内法の規定による現物出資による株式資本の支払日のいずれか遅い日から 10 営業日以内に、オンライン設立が完了するようにしなければならない、上記期限内に手続きを完了することができない場合、加盟国は出願者に遅延の理由を通知することを確保しなければならない(統合指令 13g 条 7 項)。さらに法的能力に関する規制および会社を代表する申請者の権限に関する規制の遵守を確保するという公共の利益のために正当化される場合、定款の作成を含む会社のオンライン設立のいずれかを扱うことを国内法に基づいて委任された当局もしくは個人または機関は、申請者の出頭を要請することができ、このような場合に加盟国は、統合指令 13g 条 3 項 (a) に定める規制への不遵守が疑われる場合に限り、場合によって申請者の物理的な立ち合いが要求されることを保証し、その他の手続きがオンラインで完了できることを確保しなければならない(統合指令 13g 条 8 項)。

加盟国は、統合指令附則 2A に定める会社について、統一デジタルゲートウェイによってアクセス可能な登録ポータルまたはウェブサイト上でテンプレートを利用できるようにしなければならない、また他の種類の会社設立のためのテンプレートをオンラインで利用できるようにすることもできる(統合指令 13h 条 1 項)。また加盟国は、当該テンプレートが統合指令 13g 条に定めるオンライン設立手続きの一環として申請者によって利用されることを確保しなければならない、当該テンプレートが統合指令 13g 条 4 項 (a) に定める規制に従って申請者によって利用される場合、統合指令 10 条に定める予防的な行政的・司法的管理が定められていない場合における、会社定款を作成し、正当な法形式により認

証を受けるという要件は満たされたものとみなされる（統合指令13h条2項）。そして加盟国は、少なくとも、国境を越えた可能な限り多くの利用者に広く理解される欧州連合の公用語でテンプレートを利用できるようにしなければならない、当該加盟国の公用語以外の言語によるテンプレートの利用は、当該加盟国が当該言語以外のテンプレートによる会社設立も可能であると決定しない限り、情報提供のみを目的とするものとする（統合指令13h条3項）。

加盟国は、取締役（少なくとも統合指令14条（d）（i）に定める者を含む）の資格喪失に関する規制を設けることを保証しなければならない、当該規制には、他の加盟国において効力を有する欠格事由またはそれに関連する情報を考慮する可能性を定めることを含むものとする（統合指令13i条1項）。また加盟国は、取締役に就任することを申請する者に対し、当該加盟国において欠格事由に該当する可能性のある状況を知っているか否かを申告することを求めることができ、当該申請者が他の加盟国において取締役としての資格を現在喪失している場合、当該申請者の取締役への就任を拒絶することができる（統合指令13i条2項）。そして加盟国は、他の加盟国からの要請に応じ、要請に応じる加盟国の法律の下での取締役の資格剥奪に関連する情報について回答できるようにしなければならない（統合指令13i条3項）、当該要請に回答するため、加盟国は少なくとも、統合指令第22条に定めるシステムにより、所定の人物が取締役の欠格事由に該当するか否か、または取締役の欠格事由に関連する情報を含むいずれかの登録簿に記録されているか否かに関する情報を遅滞なく提供できるよう、必要な手配をしなければならない、資格喪失の期間や理由などの情報を、国内法に準拠して交換することができる（統合指令13i条4項）。欧州委員会は、統合指令24条に定める実施方法により、当該情報交換に関する詳細な取り決めを定めなければならない（統合指令13i条5項）。なお統合指令13i条に定める人物の個人情報、個人データの処理に関する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する規則⁽¹¹⁾および国内法に従い、当局または国内法に基づき委任された個人もしくは団体が、詐欺行為またはその他の不正行為を防止し、会社または支店と関わるすべての人物の保護を確保する目的で、その人物の取締役としての資格剥奪に関連する必要な情報を評価できるようにするために処理されるものとしなければならない、また加盟国は、統合指令16条に定める登録機関、オンライン手続のいずれかの側面に対処することを国内法に基づいて委任された当局または個人もしくは団体が、本条を目的として送信された個人データを必要以上に、いかなる場合においても会社設立、支店の登録または会社もしくは支店による提出に関連する個人データが保存される期間を超えて保存しないことを確保しなければならない（統合指令13i条6項）。

加盟国は、会社が登記されている加盟国の法律が定める期限内に、統合指令第14条に定める書類および情報（その修正を含む）を登録簿にオンラインで提出できるようにしなければならない、統合指令第13b条4項（該当する場合には第13g条8項）に定める規制

(11) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (OJ L 119, 4.5.2016, p. 1).

に従い、国内法に基づいてオンライン申請を取り扱うことを委任された当局もしくは個人または機関に対して申請者が直接出頭する必要なく、当該申請が全てオンラインで完了できることを確保しなければならない(統合指令13j条1項)。また加盟国は、オンラインで提出された文書の出所および完全性を電子的に検証できるようにしなければならない(統合指令13j条2項)。また加盟国は、特定の会社またはすべての会社に対し、上記文書および情報の一部または全部をオンラインで提出するよう求めることができる(統合指令13j条3項)。そして加盟国は、電子的または紙による方法、会社、公証人、または国内法に基づいてそのような提出形態を取り扱うことを委任されたその他の人物または団体による方法を含め、統合指令13j条第1項に定めるもの以外の提出形態を引き続き認めることができる(統合指令13j条5項)。なお会社のオンライン設立に関する統合指令13g条2項から5項が、文書および情報のオンライン提出に準用される(統合指令13j条4項)。

(iii) 登記簿における公示

各加盟国においては、中央登記簿・商業登記簿・会社登記簿(以下、「登記簿」)において各登記会社に関するファイルを開設しなければならないが、加盟国は、登録簿の相互接続システムに必要な技術仕様および手続きを定める欧州委員会施行規則⁽¹²⁾の附則(8)に定める欧州一意識別子(European unique identifier: EUID)を会社に付与し、統合指令22条に従って設立された登記簿相互接続システムを通じた登記簿間の通信において、会社が明確に識別されるようにしなければならない。その欧州一意識別子は、少なくとも、登記簿が所在する加盟国、起源となる国内登録簿、およびその登録簿の会社番号を識別することを可能にする要素、および適切な場合には、識別エラーを回避するための機能から構成されるものとする(統合指令16条1項)。また統合指令14条の規定により開示が要求されるすべての文書および情報は、上記ファイルに保管されまたは登記簿に直接記載されるものとし、登記簿の記載事項はファイルに記録されなければならない(統合指令16条2項1文)。そして統合指令14条で定めるすべての文書および情報は、それらが提出される手段にかかわらず、登記簿のファイルに保管されるか、または電子形式で直接登記簿に入力されるものとし、加盟国は、紙の手段で提出されたすべての文書および情報が、登録簿によって可能な限り速やかに電子形式に変換されるようにしなければならない(統合指令16条2項2文)。さらに加盟国は、2006年12月31日以前に紙媒体で提出された統合指令14条に定める文書および情報が、電子的方法による開示の申請を受理した時点で、登記所によって電子的形式に変換されることを保証しなければならない(統合指令16条2項3文)。

加えて加盟国は、統合指令14条に定める文書および情報の開示が、登録簿において公に利用可能とすることによって行われることを確保しなければならない。さらに加盟国は、これらの文書および情報の一部または全部を、その目的のために指定された官報または同等の効果的な手段によって公表することを要求することができ、これらの手段は、少なくとも、公表された文書または情報が中央電子プラットフォームを通じて時系列順にアクセ

(12) Commission Implementing Regulation (EU) 2015/884 of 8 June 2015 establishing technical specifications and procedures required for the system of interconnection of registers established by Directive 2009/101/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 144, 10.6.2015, p. 1).

スできるシステムの使用を伴うものとし、このような場合、登記所は、それらの文書および情報が、登記所から官報または中央電子プラットフォームへ電子的に送信されるようにしなければならない（統合指令16条3項）。なお加盟国は、登記簿に記載されている内容とファイルに記載されている内容の不一致を避けるために必要な措置を講じるものとし、国の官報または中央電子プラットフォームでの文書および情報の公表を義務付けている加盟国は、統合指令16条3項により開示される内容、官報またはプラットフォームで公表される内容との間に矛盾が生じないように、必要な措置を講じなければならず、齟齬が生じた場合は、登記簿に記載された書類および情報が優先されるものとする（統合指令16条4項）。統合指令14条に定める文書および情報は、統合指令16条3項に従って開示された後に限り、会社が第三者に対して依拠することができるが、開示から16日目より前に行われた取引については、そのことを知ることが不可能であったことを証明する第三者に対しては、当該文書および情報に依拠することはできず、また第三者は、開示手続きが完了していない文書および情報についても、非開示によって当該文書または情報が効力を持たない場合を除き、常に依拠することができる（統合指令16条5項）。加盟国は、会社の設立、支店の登記、会社または支店による提出の一部として提出されたすべての文書および情報が、機械可読で検索可能な形式または構造化データとして登記所に保存されることを確保しなければならない（統合指令16条6項）。

加盟国は、統合指令14条にいう文書および情報の全部または一部の写しが、申請により登記簿から入手できること、およびそのような申請が紙または電子的手段のいずれによっても登録簿に提出できることを保証しなければならないが、2006年12月31日以前に紙の手段で提出された書類及び情報の特定の種類又は部分について、提出日から出願日までの間に一定の期間（10年を下回ってはならない）が経過している場合には、電子的手段では取得できないと決定することができる（統合指令16a条1項）。また統合指令14条にいう文書および情報の全部または一部の写しを入手するための価格は、紙または電子的手段のいずれによるかを問わず、登記簿の作成および維持のための費用を含め、その管理費用を超えてはならない（統合指令16a条2項）。そして申請者に提供された電子的コピーおよび紙媒体のコピーは、申請者がそのような証明を省略しない限り、「真正なコピー」として証明されるものとする（統合指令16a条3項）。さらに加盟国は、登記所から提供された文書および情報の電子的複写物および抽出物が、登記所から提供されたものであり、その内容が登記所の保有する文書の真正な複写物であること、またはそこに含まれる情報と一致していることを保証するために、電子認証規則に定める信託サービスによって認証されていることを保証しなければならない（統合指令16a条4項）。

(iv) 費用

登記簿の相互接続システムを通じて統合指令14条の文書および情報を入手するために課される手数料は、登記簿の作成および維持にかかる費用を含め、その管理費用を超えてはならない（統合指令19条1項）。また加盟国は、少なくとも以下（a）から（h）の情報および文書が、登録簿の相互接続システムを通じて無料で入手できるようにしなければならない（統合指令19条2項）。（a）会社の名称と法的形態、（b）会社の登記事務所と、その会社が登記されている加盟国、会社の登記番号および欧州一意識別子、（d）そのような詳細が国の登録簿に記録されている場合は、会社のウェブサイトの詳細、（e）閉鎖、

登記抹消、清算、解散、経済活動中、非活動中など、国内法で定義され、国内登記簿に記録されている会社の状態、(f) 会社の目的（国の登記簿に記録されている場合）、(g) 第三者との取引や法的手続きにおいて会社を代表する権限を会社から与えられている人物の詳細、および会社を代表する権限を与えられている人物が単独で行動できるか、共同で行動する必要があるかに関する情報、(h) 会社が他の加盟国に開設した支店に関する情報（支店名、登録番号、欧州一意識別子、支店が登録されている加盟国を含む）。そして登記簿の相互接続システムを通じての情報交換は無料とし（統合指令 19 条 3 項）、加盟国は、(d) および (f) の情報を、他の加盟国の当局に対してのみ無料で提供することを決定することができる（統合指令 19 条 4 項）。なお欧州委員会は、登記簿の相互接続システムに対する任意のアクセスポイントを設けることもでき、当該アクセスポイントは、欧州委員会または他の欧州連合の機関、団体、事務所または機関が、その行政機能を遂行するため、または欧州連合の法律の規定を遵守するために開発し運用するシステムで構成されるものとし、欧州委員会は、当該アクセスポイントの設置およびその運用に重大な変更があった場合、加盟国に遅滞なく通知するものとする（統合指令 22 条 4 項）。そして登記簿の相互接続システムからの情報へのアクセスは、ポータルを通じて提供されるものとし、また加盟国と欧州委員会が設置した任意のアクセスポイントを経由することもできる（統合指令 22 条 5 項）。

(v) 支店のオンライン登記および公示

加盟国は、統合指令 13b 条 4 項および 13g 条 8 項の準用に従い、他の加盟国の法律に準拠する会社の支店の加盟国での登記が、申請者がいかなる当局または支店の登記申請のいかなる側面をも取り扱うことを国内法に基づいて委任された個人若しくは団体に直接出頭する必要なく、オンラインで完全に実施されることを確保しなければならない（統合指令 28a 条 1 項）。また加盟国は、所轄官庁に提出が義務付けられている書類および情報に関する規定を含め、支店のオンライン登記に関する詳細な規定を定めなければならない。これらの規定の一部として、加盟国は、統合指令 16a 条 4 項に言及されている書類および情報の電子コピーを含め、電子形式の情報または書類を提出することにより、または以前に登記機関に提出した情報または書類を利用することにより、オンライン登記を実施できることを保証しなければならない（統合指令 28a 条 2 項）。上記規定においては、少なくとも (a) 申請者が必要な法的能力を有し、会社を代表する権限を有することを確認する手続き、(b) 支店を登記する個人またはその代理人の身元を確認する手段、(c) 電子認証規則に定める信託サービスを申請者が利用するための要件について定めなければならない（統合指令 28a 条 3 項）、また (a)' 支部の目的の合法性を確認するための手続き、(b)' 支店名の合法性を確認するための手続き、(c)' 支店登録のために提出された書類や情報の合法性を確認するための手続き、(d)' 適用される国内規定に基づき、公証人または支店の登録手続きに関与するその他の個人もしくは団体の役割を規定するための手続きについて定めることができる（統合指令 28a 条 4 項）。そして加盟国は、他の加盟国に設立された会社の支店を登記する際、登記簿の相互接続システムによって会社に関する情報を確認することができるが、特定の活動に関する国内法に定められた適切な監視のために不可欠である場合を除き、支店のオンライン登記を、支店の登記前に免許または認可を取得することを条件としてはならない（統合指令 28a 条 5 項）。さらに加盟国は、支店のオンラ

イン登記が、国内法に準拠したすべての必要書類および情報の受領を含むすべての手続き完了から10営業日以内に、当局または国内法に基づき支店登録のあらゆる側面に対処することを委任された個人もしくは団体によって完了することを保証しなければならないが、当該期限内に支店を登記できない場合、加盟国は、申請者に遅延の理由を通知することを確保しなければならない（統合指令28a条6項）。加えて他の加盟国の法律に基づいて設立された会社の支店が登記された後、当該支店が登記された加盟国の登記所は、登記所の相互接続システムにより、支店が登記されたことを会社が登記されている加盟国に通知しなければならないが、会社が登記されている加盟国は、かかる通知を受領したことを確認し、遅滞なくその情報を登記簿に記録しなければならない（統合指令28a条7項）。

加盟国は、統合指令30条またはそれを修正して定める文書および情報が、支店が設立される加盟国の法律が定める期間内にオンラインで提出できることを確保しなければならないが、また統合指令13b条4項および13g条8項において準用される規定に従って、オンライン出願を取り扱うことを国内法に基づいて委任された当局又は個人もしくは機関に対して申請者が直接出頭する必要なく、当該申請がすべてオンラインで完了することを確保しなければならない（統合指令28b条1項）。また加盟国は、統合指令28b条1項に定める一部またはすべての文書および情報をオンラインのみで提出するよう求めることができる（統合指令28b条3項）。なお支店のオンライン登記に関する統合指令28a条2項から5項が、支店のオンライン申請について準用される（統合指令28b条2項）。さらに加盟国は、統合指令30条1項（h）に定める文書および情報を受領した場合、会社の支店が登記されている加盟国の登記所が、登記所の相互接続システムによって、支店が閉鎖され登記簿から抹消されたことを、会社が登記されている加盟国の登記所に通知することを確保しなければならないが、会社が登記されている加盟国の登記簿は、当該システムによっても当該通知の受領を確認し、遅滞なく情報を記録しなければならない（統合指令28c条）。なお会社が登記されている加盟国は、以下の（a）から（e）のいずれかに変更があった場合、遅滞なく、登記簿の相互接続システムにより、会社の支店が登記されている加盟国に通知しなければならないが、当該通知を受領した場合、支店が登記されている登記所は、登記所の相互接続システムにより、当該通知の受領を確認し、統合指令30条1項の書類および情報が遅滞なく更新されるようにしなければならない（統合指令30a条）。（a）会社名、（b）登記事務所である、（c）登記簿上の会社登録番号、（d）会社の法的形態、（e）統合指令14条（d）・（f）の文書および情報。

3 越境転換・越境合併・越境会社分割に関する指令

（1）改正の背景

設立の自由は、会社が他の加盟国で安定的に経済活動を行うことを可能にするため、単一市場の発展において重要な役割を担っており、EU域内の企業の国境を越えた移動性を促進するためには、会社のニーズや特性を考慮することが不可欠である。しかし実際には、会社による設立の自由の行使は依然として困難であり、こうした困難の理由の一つは、会社法がEUにおける国境を越えた移動に十分に適応していないことである。国境を越えた転換・合併・分割などの企業変革は、会社のライフサイクルの一部であり、会社が成長し、

環境の変化に対応し、新しい市場で機会を探るための自然な方法であると同時に、会社の利害関係者、特に従業員、債権者、株主に影響を与えるものでもあることから、利害関係者の保護は、企業世界の多国籍化の進展に対応するために不可欠である。しかしながら、今日、法的不確実性、部分的な不十分さ、また会社の特定の越境事業に関する規制の欠如により、これらの利害関係者の効果的な保護を確保するための明確な枠組みが存在しないのが現状であり、このような状況では、利害関係者に提供される保護が効果的でない、または不十分である可能性がある。会社の越境事業および濫用に対する保護措置を提供することにより、単一市場に対する信頼を生み出す法的環境によっても、会社は促進されうる。したがって、越境事業に対する障壁を取り除き、市場へのアクセスを容易にし、信頼を高め、競争を刺激する一方で、利害関係者に効果的かつ適切な保護を提供することによって、単一市場の潜在力を解き放つことが重要である。今回の改正の目的は、越境転換、越境会社分割、越境合併のための具体的かつ包括的な手続きを提供し、欧州連合における国境を越えた流動性を促進すると同時に、単一市場の公正さを保護するために、会社の利害関係者に十分な保護を提供することである。

越境転換に関連して、欧州司法裁判所は2017年のPolbud事件判決⁽¹³⁾において、事実上の本拠を設立国内に残したまま、定款上の住所のみを他の加盟国へ移転することを禁じた加盟国の法規制が、EU機能条約49条および54条に定める「居住移転の自由」原則に違反する旨を判示している。すなわち実質的な本店を持たない登記上の事務所のみをある加盟国から別の加盟国へ移転する場合、新しい法人設立の加盟国がそこで経済活動を行わなくても会社の登記を受け入れるならば、設立の自由は適用されるとし、この場合、EU機能条約49条は、その適用の前提条件として経済活動を要求しないとしている。さらに規制の調和がない場合、加盟国は企業の国内秩序への接続要因を決定する権限があり、したがって、自国の法人設立要件を流入する企業に適用することができるとしている。Polbud事件判決により、越境転換が事実上認められることになったが、それに関する法規制を国内法に依拠することは、従業員、債権者、少数株主などの利害関係者の保護が、規則の欠如・重複・矛盾のために、しばしば効果的でない、あるいは不十分であることも意味している。特に従業員保護に関しては、従業員参加権に関する調和された保護措置がない場合、会社は、他の加盟国に移転する際に、越境転換や従業員参加権に関する関連保護措置の欠如を利用して、従業員参加のレベルを下げたり、従業員参加を断念する可能性がある。

越境合併については、2005年制定の越境合併指令⁽¹⁴⁾(2017年制定の統合指令に置き換え・廃止)により、有限責任会社に関するEUレベルでの調和された手続きが定められ、その結果、越境合併の件数が2008年から2012年の間に173%増加した。しかしながら債権者と少数株主の保護に関する越境合併に関する上記規制は、最低限の、主に手続き上の規則を定め、実質的な保護は国内法に委ねているため、加盟国間の法律の相違は依然とし

(13) Polbud vs. Wykonawstwo, Case C-106/16, ECLI:EU:C:2017:804. Polbud事件判決に関する論説として、山内 惟介『国際会社法研究第二巻』203頁以下(2021年、中央大学出版部)。

(14) Directive 2005/56/EU of the European Parliament and of the Council of 26 October 2005 (OJ L 310, 25.11.2005, p. 1).

て残っている。また上記規制は株主一般に関するいくつかの規則を定めているが、少数株主に対する更なる保護を導入するかどうかは加盟国に委ねられている。そして取締役会レベルにおける従業員の参加については、上記規制が包括的な枠組みを定めているが、合併会社に対して越境合併に関する具体的かつ包括的な情報を従業員に提供することを義務付けてはいない。また手続きの簡素化については、親会社とその100%子会社との合併の場合、株主全員の同意があれば、独立した専門家の報告書を免除することができ、専門家の報告書や総会の承認は不要とされるのみで、上記規制では可能性が限られている。

越境転換や越境合併と同様に、越境会社分割は会社が組織構造を変更または簡素化し、市場環境の変化に適応し、別の加盟国で新たな事業機会を実現する方法を提供するが、2017年制定の統合指令においては加盟国内における会社分割についての規制はあるが、越境会社分割についての規制は存在しない。そのため会社は他の加盟国の市場にアクセスすることが難しく、しばしば直接手続きに代わる高価な代替手段を見つける必要があり、また加盟国の国内法において越境会社分割を認めている場合でも、国内法の関連規定はしばしば乖離しており、互換性がないことさえある。今回の改正の目的は、統合指令における規制を補完するものであり、越境合併に関する既存の規制を改正し、越境会社分割および越境転換に関する適切かつ明確な法的枠組みを提供することであり、手続き的な観点からは既存の越境合併と完全に整合しており、実体的な観点からはEU機能条約49条から55条に定める設立自由の原則、および従業員、少数株主および債権者の保護の必要性に完全に合致している。

前述の「EU会社法のアップグレード：デジタルソリューションと効率的な域外業務遂行のためのルール」と題された公開諮問では、越境転換および越境会社分割の導入、越境合併の改正について賛同の意見を示すものが多数であった。また会社法専門家グループおよび非公式会社法専門家グループにおいても、越境転換・越境合併・越境会社分割について詳細な議論がなされた。そして欧州委員会が提示したデジタル化および国境を越えた会社運営についての影響評価報告書については、規制精査委員会によって審査され、①越境転換・越境合併・越境会社分割の適用範囲については、越境合併に関する既存の規制と同様に有限責任会社に限定すること、②越境転換・越境会社分割に関する新たな手続き規制を導入すること、③少数株主および債権者の保護については、越境合併に関する既存の規制に加え、加盟国が追加の保護措置を設けることができることにすること、④従業員への情報提供・協議・参加については、越境合併に関する既存の規制に改正すること、が提示された。そして欧州委員会により、2018年4月25日に「越境転換・越境合併・越境会社分割に関する指令案」⁽¹⁵⁾が提案され、同指令案は2019年11月27日に欧州議会および欧州理事会により採択された。

（次号に続く）

（2023.9.15 受稿，2023.10.18 受理）

(15) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive (EU) 2017/1132 as regards cross-border conversions, mergers and divisions (COM (2018) 241 final).

〔抄 録〕

2017年6月14日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法のある側面に関する指令」(以下、「統合指令」)は、EU加盟国における有限責任会社について、設立および資本維持・変更、公示および会社の無効、他の加盟国において設立された会社の支店に関する公示、合併、越境合併、会社分割について規制しているが(統合指令1条)、2019年には統合指令を改正する2つの指令が採択されている。すなわち、2019年6月20日に欧州議会および欧州理事会が採択した「会社法における電子的手段および方法の利用に関する指令」においては、従来の設立方法に加えオンラインによる設立および公示を認め、2019年11月27日に欧州議会および欧州理事会が採択した「越境転換・越境合併・越境会社分割に関する指令」においては、従来の越境合併に加え越境転換および越境会社分割を認めている。本稿においては、統合指令を改正する2つの指令について概説する。